



廃棄物の循環利用・適正処理の 更なる推進に向けて



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
部長 **鎌形 浩史**

日頃より廃棄物・リサイクル行政の推進に多大なご支援とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

東日本大震災から4年近くが経つ今、被災地は復興に向けた歩みを進めていますが、震災により発生した廃棄物等の処理が引き続き大きな課題となっています。

まず、災害廃棄物等については、被災自治体や関係者の方々のご努力や広域処理などの取組により、岩手県、宮城県で、目標としていた昨年3月までに処理を完了することができました。一方、福島県(避難指示区域を除く)では、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指しております。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、そ

の発生が予測されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害発生時に、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止し、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を実現するため、全国単位・地域ブロック単位での各関係機関の連携による災害廃棄物処理体制の構築等に向けた検討を進めています。

もう一つ復興に向けた非常に大きな課題として、放射性物質により汚染された廃棄物の処理があります。福島県の避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては、放射性廃棄物汚染対処特別措置法に基づく対策地域内廃棄物について、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定して処理を進めております。また、同法





に基づく指定廃棄物の処理については、指定廃棄物の保管がひっ迫している福島県及び福島県以外の5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）において、必要な処理施設等が各県内で早期に確保できるよう、地域の事情を踏まえながら国が責任をもって取組を進めてまいります。

引き続き、これらの廃棄物の速やかな処理に向け、尽力してまいります。

循環型社会の実現に向けた取組も引き続き積極的に推進してまいります。第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）に基づき、資源循環の「量」だけでなく、資源確保や安全・安心等の「質」に着目した2R（リデュース・リユース）の推進や有害廃棄物の適正処理と災害廃棄物処理の対応強化、低炭素社会及び自然共生社会づくりとの統合的取組、地域活性化にも資する地域循環圏形成や地域循環資源活用、3R国際協力と循環産業の海外展開支援の推進などを主要な柱として、これらの実現に向けた施策を実施していきます。

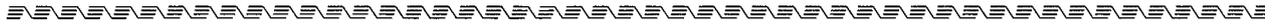
地域の資源循環を支えるとともに、地域活性化の基盤となる廃棄物処理施設や浄化槽といった処理システムの早期整備を行い、災害時を見

据えた処理能力の確保等に取り組んでまいります。循環型社会形成推進交付金等の確保を通じて、平成2年度以降にダイオキシン対策のために整備した一般廃棄物処理施設の老朽化による新たな更新需要に適切に対応するとともに、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備も促進してまいります。また、特に人口密度の低い中山間地域において、他の污水处理施設と比べ安価に設置でき、かつ優れた污水处理能力を有し災害にも強い浄化槽の普及促進に取り組んでまいります。

これらの廃棄物処理施設は、バイオマスなどの地域の資源を活用し、周辺施設に電気や熱を供給する自立・分散型のエネルギーセンターとしての役割が期待され、浄化槽も河川等の水質改善により農林水産業や観光業の振興に資するなど、地域の経済発展や魅力づくりにつながるものです。

リサイクル政策については、食品リサイクル法、家電リサイクル法について、昨年、中央環境審議会から制度の在り方についての意見具申をいただき、本年は、同意見具申を踏まえて両リサイクル制度の更なる改善を図ってまいります。また、容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法については、引き続き同審議会で施行





状況の評価・検討を進めてまいります。一昨年施行された小型家電リサイクル法についても、市町村の一層の参加と小型家電の回収量の増大を目指し、様々な普及拡大施策を進めてまいります。さらに、リサイクルと低炭素化の統合の取組を進めてまいります。

PCB 廃棄物については、平成 13 年の PCB 特別措置法施行以来、国が中心となって処理体制を整備し、処理を進めてまいりました。しかし、法施行当初の期限内での処理完了が困難な状況となったことから、平成 24 年 12 月の処理期限に係る政令改正に引き続き、昨年 6 月に PCB 廃棄物処理基本計画を変更しました。新しい PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、引き続き安全を第一とした適正かつ確実な処理を実施するとともに、一日でも早い処理完了に向けた取組を推進してまいります。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度及び電子マニフェストのより一層の普及拡大に加え、処理業における地域に対する魅力の創出支援に努めていきます。また、不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障を除去するために都道府県等が実施する支障除去等事業への支援を含め、対策を着実

に進めてまいります。さらに、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着に向けた取組や、環境負荷低減に資する廃棄物輸出入の円滑化を図ってまいります。

「水銀に関する水俣条約」を踏まえた水銀廃棄物対策については、昨年 6 月から中央環境審議会の下で金属水銀を廃棄物として適正に処理するための方法等、水銀廃棄物の適正な管理を確保するための検討が進められており、今後、答申が取りまとめられ次第、これを踏まえて、必要な対応を行ってまいります。

このほかの国際的取組として、廃棄物処理・リサイクルに関する循環産業の国際展開を、引き続き戦略的に促進してまいります。また、アジア太平洋 3R 推進フォーラムや短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（CCAC）の都市廃棄物イニシアティブ（MSWI）等を通して、世界規模での循環型社会の形成に貢献してまいります。

以上、施策の一端をご紹介させていただきました。被災地の復旧・復興と循環型社会の実現に向けて、これらの課題により一層尽力してまいりたいと思います。引き続き皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

